

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ・企業間の連携

オープンイノベーションを活用し、取引会社や地方自治体を通して地域企業全体の活性化に努めます。

当社は、企業の持続的な収益体质を実現するためには、経営層のみならず、社員一人ひとりが会計を理解し、自発的に利益創出へ向けた行動を取ることが重要であると考えております。そこで、右脳で直感的に理解できる当社独自の会計メソッド「風船会計」を開発し、全社員を対象とした会計分析勉強会を定期的に開催しております。また、この取り組みは取引企業や地方自治体にも積極的に共有し、当社勉強会への参加や外部講演等を通じて共存共栄の連携を図っております。

さらに、既存の IT サービスに依存しない、現場主導のノーコード・ローコードによる社内 DX 化を推進し、自社の業務特性に適合したシステム構築を実現しております。あわせて、相互の工場見学会を積極的に実施し、風船会計や DX 推進の取り組みを共有することで、他社と相互に学び合い、双方の改善につながる関係性の構築に努めております。

- ・グリーン化の取組

環境負荷の少ない商品を優先的に調達します。特に消耗品や事務用品などはグリーン購入の割合目標を設定し、達成・維持できるように努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、持続可能な経済発展を実現するためには、取引企業との関係強化はもとより、より広い視野でのパートナーシップ構築が不可欠であると考えております。これから経済環境を見据えると、自社を取り巻く取引先だけでなく、地域で事業を営む多様な企業、さらには中小企業全体が相互に連携し、共通の課題に取り組みながら価値を創出していくことが求められます。そのため当社は、風船会計や現場主導の社内 DX 化の構築を通して、業種や規模の垣根を越えた協力体制を構築し、地域経済の活性化に貢献するとともに、中小企業が一丸となって成長できる環境づくりを推進してまいります。

2025 年 12 月 1 日

松本興産株式会社

企 業 名

代表取締役 松本 直樹

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。